

審査報告書

フロルピラウキシフェンベンジル

令和2年9月30日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本審査報告書は、新規有効成分フロルピラウキシフェンベンジルを含む製剤の登録に際して、申請者の提出した申請書、添付書類及び試験成績に基づいて実施した審査の結果をとりまとめたものです。

本審査報告書の一部には、フロルピラウキシフェンベンジルの食品健康影響評価（食品安全委員会）、残留農薬基準の設定（厚生労働省）並びに水産動植物被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）における評価結果の一部を引用するとともに、それぞれの評価結果の詳細を参照できるようリンク先を記載しています。これらの評価結果を引用する場合は、各機関の評価結果から直接引用するようにお願いします。

なお、本審査報告書では、「放射性炭素（ ^{14}C ）で標識したフロルピラウキシフェンベンジル及び当該物質の代謝・分解により生じた ^{14}C を含む物質」について「放射性物質」と表記していますが、他機関の評価結果の引用に際して、別の表現で記述されている場合は、用語の統一を図るため、意味に変更を生じないことを確認した上で、「放射性物質」に置き換えて転記しています。

食品健康影響評価（食品安全委員会）

(URL : <http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20181121131>)

残留農薬基準の設定（厚生労働省）

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000624190.pdf>)

水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

(URL : <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun/rv/florpyrauxifen-benzyl.pdf>)

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

(URL : http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/rv/florpyrauxifen_benzyl.pdf)

Most of the summaries and evaluations contained in this report are based on unpublished proprietary data submitted for registration to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan. A registration authority outside of Japan should not grant a registration on the basis of an evaluation unless it has first received authorization for such use from the owner of the data submitted to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or has received the data on which the summaries are based, either from the owner of the data or from a second party that has obtained permission from the owner of the data for this purpose.

目次

	頁
I. 申請に対する登録の決定	1
1. 登録決定に関する背景.....	1
1.1 申請	1
1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認	1
1.3 基準値等の設定.....	1
1.3.1 ADI 及び ARfD の設定.....	1
1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定.....	2
1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定	2
1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定	3
1.3.5 農薬登録保留要件（旧農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係.....	3
2. 登録の決定	4
II. 審査報告	11
1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的	11
1.1 審査報告書作成の目的	11
1.2 有効成分	11
1.2.1 申請者	11
1.2.2 登録名	11
1.2.3 一般名	11
1.2.4 化学名	11
1.2.5 コード番号	11
1.2.6 分子式、構造式、分子量.....	11
1.2.7 農薬原体中の有効成分の含有濃度	12
1.2.8 農薬原体中の考慮すべき毒性を有する不純物の含有濃度.....	12
1.3 製剤	12

1.3.1	申請者	12
1.3.2	名称及びコード番号	12
1.3.3	製造者	12
1.3.4	剤型	12
1.3.5	用途	12
1.3.6	組成	12
1.4	農薬の使用方法	13
1.4.1	使用分野	13
1.4.2	適用雑草への効果	13
1.4.3	申請された内容の要約	13
1.4.4	諸外国における登録に関する情報	14
2.	審査結果	15
2.1	農薬の基本情報	15
2.1.1	農薬の基本情報	15
2.1.2	物理的・化学的性状	15
2.1.2.1	有効成分の物理的・化学的性状	15
2.1.2.2	代謝物 A の物理的・化学的性状	16
2.1.2.3	製剤の物理的・化学的性状	17
2.1.2.4	製剤の経時安定性	18
2.1.3	使用方法の詳細	19
2.1.4	分類及びラベル表示	19
2.2	分析法	21
2.2.1	農薬原体	21
2.2.2	製剤	21
2.2.3	作物	22
2.2.3.1	分析法	22
2.2.3.2	保存安定性	23

2.2.4	家畜	23
2.2.4.1	分析法	23
2.2.4.2	保存安定性	25
2.2.5	土壌	26
2.2.5.1	分析法	26
2.2.5.2	保存安定性	27
2.2.6	田面水	28
2.2.6.1	分析法	28
2.2.6.2	保存安定性	30
2.3	ヒト及び動物の健康への影響	31
2.3.1	ヒト及び動物の健康への影響	31
2.3.1.1	動物代謝	31
2.3.1.2	急性毒性	35
2.3.1.3	短期毒性	35
2.3.1.4	遺伝毒性	39
2.3.1.5	長期毒性及び発がん性	41
2.3.1.6	生殖毒性	45
2.3.1.7	製剤の毒性	48
2.3.2	ADI 及び ARfD	49
2.3.3	水質汚濁に係る農薬登録保留基準	51
2.3.3.1	農薬登録保留基準値	51
2.3.3.2	水質汚濁予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	51
2.3.4	使用時安全性	51
2.4	残留	55
2.4.1	残留農薬基準値の対象となる化合物	55
2.4.1.1	植物代謝	55
2.4.1.2	家畜代謝	64
2.4.1.3	規制対象化合物	69

2.4.2	消費者の安全に関わる残留.....	69
2.4.2.1	作物	69
2.4.2.2	家畜	73
2.4.2.3	魚介類.....	77
2.4.2.4	後作物.....	78
2.4.2.5	暴露評価	78
2.4.3	残留農薬基準値	79
2.5	環境動態	81
2.5.1	環境中動態の評価対象となる化合物	81
2.5.1.1	土壌中.....	81
2.5.1.2	水中	81
2.5.2	土壌中における動態	81
2.5.2.1	土壌中動態.....	81
2.5.2.1.1	好氣的湛水土壌	82
2.5.2.1.2	好氣的土壌	87
2.5.2.1.3	嫌氣的土壌	94
2.5.2.1.4	底質土壌－水 <参考データ>.....	103
2.5.2.1.5	土壌表面光分解 <参考データ>	115
2.5.2.2	土壌残留	118
2.5.2.3	土壌吸着	120
2.5.2.3.1	フロルピラウキシフェンベンジルの土壌吸着	121
2.5.2.3.2	代謝物 A、代謝物 B 及び代謝物 C の土壌吸着.....	122
2.5.3	水中動態.....	123
2.5.3.1	加水分解	124
2.5.3.1.1	フロルピラウキシフェンベンジルの加水分解	124
2.5.3.1.2	代謝物 A の加水分解	126
2.5.3.2	水中光分解.....	126
2.5.3.2.1	フロルピラウキシフェンベンジルの水中光分解.....	126

2.5.3.2.2	代謝物 A の水中光分解	131
2.5.3.3	水質汚濁性	132
2.5.3.4	水産動植物被害予測濃度	134
2.5.3.4.1	第 1 段階	134
2.5.3.4.2	第 2 段階	136
2.5.3.5	水質汚濁予測濃度	136
2.6	標的外生物への影響	138
2.6.1	鳥類への影響	138
2.6.2	水生生物への影響	138
2.6.2.1	原体の水産動植物への影響	138
2.6.2.2	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準	141
2.6.2.2.1	農薬登録保留基準値	141
2.6.2.2.2	水産動植物被害予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	142
2.6.2.3	製剤の水産動植物への影響	142
2.6.2.4	生物濃縮性	143
2.6.3	節足動物への影響	146
2.6.3.1	ミツバチ	146
2.6.3.2	蚕	146
2.6.3.3	天敵昆虫等	147
2.7	薬効及び薬害	149
2.7.1	薬効	149
2.7.2	対象作物への薬害	150
2.7.3	周辺農作物への薬害	155
2.7.4	後作物への薬害	156
別添 1	用語及び略語	158
別添 2	代謝物等一覧	160
別添 3	審査資料一覧	164

I. 申請に対する登録の決定

1. 登録決定に関する背景

1.1 申請

農林水産大臣は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 1 条の規定による改正前の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「旧農薬取締法」という。）に基づき、平成 30 年 5 月 23 日、新規有効成分フロルピラウキシフェンベンジルを含む製剤（イネサポート SC（フロルピラウキシフェンベンジル 11.9 %水和剤）、イネサポート 1 キロ粒剤（フロルピラウキシフェンベンジル 1.5 %粒剤））及びイネサポート B 1 キロ粒剤（ブタクロール 10.0 %・フロルピラウキシフェンベンジル 1.5 %粒剤）の登録申請を受けた。

1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認

イネサポート SC、イネサポート 1 キロ粒剤及びイネサポート B 1 キロ粒剤の申請に際して提出された試験成績及び資料は、以下の通知に基づく要求項目及びガイドラインを満たしていた。

- ・農薬の登録申請に係る試験成績について
（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）
- ・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について
（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・農薬の登録申請書等に添付する資料等について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）
- ・「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3988 号農林水産省生産局生産資材課長通知）

1.3 基準値等の設定

1.3.1 ADI 及び ARfD の設定

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、フロルピラウキシフェンベンジルの食品健康影響評価の結果として、以下のとおりフロルピラウキシフェンベンジルの ADI（一日摂取許容量）及び ARfD（急性参照用量）を設定し、令和元年 6 月 4 日付けで厚生労働大臣に通知した。

ADI	8 mg/kg 体重/日
ARfD	設定の必要なし

（参照）食品健康影響評価の結果の通知について（令和元年 6 月 4 日付け府食第 74 号食品安全委員会委員長通知）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20181121131>）

1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、フロルピラウキシフェンベンジルの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、令和 2 年 4 月 23 日付けで告示した（令和 2 年厚生労働省告示第 194 号）。

基準値設定対象：フロルピラウキシフェンベンジル

食品中の残留基準

食品名	残留基準値 (ppm)
米（玄米をいう。）	0.01
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01

（参照）食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和 2 年 4 月 23 日付け生食発 0423 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000624190.pdf>）

1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、旧農薬取締法に基づき、フロルピラウキシフェンベンジルの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、令和元年 11 月 12 日に告示した（令和元年環境省告示第 28 号）。

農薬登録保留基準値 4.1 µg/L

（参照）水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

（URL：<http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>）

1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、旧農薬取締法に基づき、フロルピラウキシフェンベンジルの水質汚濁に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、令和元年 12 月 25 日に告示した（令和元年環境省告示第 39 号）。

農薬登録保留基準値 21 mg/L

（参照）水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）

1.3.5 農薬登録保留要件（旧農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係

イネサポート SC、イネサポート 1 キロ粒剤及びイネサポート B 1 キロ粒剤について、以下のとおり旧農薬取締法第 3 条第 1 項各号に該当する事例は、認められなかった。

- （1）申請書の記載事項に虚偽の事実はなかった（第 3 条第 1 項第 1 号）。
- （2）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、対象作物、周辺作物及び後作物に薬害を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 2 号）。
- （3）申請書に記載された使用方法及び使用時安全に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、使用者に危険を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 3 号）。
- （4）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の作物残留の程度及び食品からの摂取量からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 4 号）。
- （5）申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、農薬の土壌残留の程度からみて、後作物への残留が生じて消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 5 号）。
- （6）申請書に記載された使用方法、使用上の注意事項及び水産動植物に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度からみて、水産動植物への被害が著しいものとなるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 6 号）。
- （7）申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度及び魚介類中の推定残留濃度からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 7 号）。
- （8）上記農薬の名称は、主成分及び効果について誤解を生じるおそれはないと判断した（第 3 条第 1 項第 8 号）。
- （9）申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、薬効は認められると判断した（第 3 条第 1 項第 9 号）。
- （10）上記農薬には、公定規格は定められていない（第 3 条第 1 項第 10 号）。

2. 登録の決定

農林水産大臣は、旧農薬取締法に基づき、イネサポート SC（フロルピラウキシフェンベンジル 11.9 %水和剤）、イネサポート 1 キロ粒剤（フロルピラウキシフェンベンジル 1.5 %粒剤）及びイネサポート B 1 キロ粒剤（ブタクロール 10.0 %・フロルピラウキシフェンベンジル 1.5 %粒剤）を令和 2 年 4 月 23 日に以下のとおり登録した。

イネサポート SC

登録番号

第 24382 号

農薬の種類及び名称

種 類 フロルピラウキシフェンベンジル水和剤

名 称 イネサポート SC

物理的・化学的性状

淡黄色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

ベンジル=4-アミノ-3-クロロ-6-(4-クロロ-2-フルオロ-3-メトキシフェニル)-5-フルオロピリジン-2-カルボキシレート …… 11.9 %

その他の成分の種類及び含有量

界面活性剤、増粘剤、水等 …… 88.1 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の使用回数	使用方法	フロルピラウキシフェンベンジルを含む農薬の総使用回数
			薬量	希釈水量			
移植 水稻	一年生雑草 (イネ科を除く) 及び ミズガヤツリ ウリカワ	移植後 25 日～ 収穫 45 日前まで	40 mL/10 a	100 L/10 a	2 回以内	落水散布又はごく浅く湛水して散布	3 回以内

使用上の注意事項

- (1) 本剤は懸濁性液体なので、使用の際は容器をよく振って均一な状態にしてから所定量を取り出すこと。なお希釈は正確に行うこと。
- (2) 散布液は使用当日に調製すること。
- (3) 前処理剤との体系で使用し、雑草の発生状況をよく確認し、時期を失しないように適期に散布すること。
- (4) 薬害のおそれがあるので展着剤は添加しないこと。

- (5) 散布する前にできるだけ落水すること。落水ができない場合は薬液が雑草に十分かかるようなごく浅水状態にして、水の出入りをとめ、まきむらのないように均一に散布すること。
- (6) 落水が不十分だと効果が劣るので注意すること。
- (7) 散布は噴霧状に行い、薬液が雑草全体によくかかるようにすること。
- (8) 散布後少なくとも2日間（浅水処理は3日間）はそのままの状態を保ち、入水はしないこと。また散布後7日間は降雨の有無にかかわらず落水、かけ流しはしないこと。
- (9) 処理後1日以内に降雨があると効果が不十分になるおそれがあるので、晴天の持続する時を選んで使用すること。
- (10) 多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ミズガヤツリは7葉期まで、ウリカワは6葉期までに散布すること。
- (11) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (12) 薬害のおそれがあるので重複散布をさけること。
- (13) 薬害を生じるおそれがあるので、周辺作物にかからないよう十分注意すること。
- (14) 下記のような条件では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深2cm/日以上）
 - ②軟弱な苗を移植した水田
 - ③極端な浅植の水田および浮き苗の多い水田
 - ④稲の根が露出している水田
- (15) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田での使用をさけること。
- (16) 本剤散布後の田面水を他作物に灌水しないこと。
- (17) 散布機、ホース、ノズル、タンク等の器具は、使用後速やかに十分に水洗し、洗浄液は水田内で処理すること。また、使用した器具などは水稻以外に使用しないこと。
- (18) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、水管理を適切に行うこと。
- (19) 空瓶等は圃場などに放置せず、環境に影響のないよう適切に処理すること。
- (20) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないよう注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象時は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を

フロルピラウキシフェンベンジル — I. 申請に対する登録の決定

交換すること。

(2) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

(3) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

100 mL、500 mL、1 L 各ポリエチレン瓶入り

イネサポート1キロ粒剤

登録番号

第 24383 号

農薬の種類及び名称

種 類 フロルピラウキシフェンベンジル粒剤

名 称 イネサポート1キロ粒剤

物理的・化学的性状

淡灰色細粒

有効成分の種類及び含有量

ベンジル=4-アミノ-3-クロロ-6-(4-クロロ-2-フルオロ-3-メトキシフェニル)-5-フルオロピリジン-2-カルボキシレート …… 1.5 %

その他の成分の種類及び含有量

鋳物質微粉等 …… 98.5 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	フロルピラウキシフェンベンジルを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	一年生雑草 (イネ科を除く) 及び ミズガヤツリ ウリカワ	移植後 20 日～収 穫 45 日前まで	1 kg/10 a	2 回以内	湛水散布	3 回以内

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使い切ること。
- (2) 多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ミズガヤツリは4葉期まで、ウリカワは4葉期までに散布すること。
- (3) 前処理剤との体系で使用し、雑草の発生状況をよく確認し、時期を失しないように適期に散布すること。
- (4) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (5) 散布に当たっては、水の出入りを止めて水深3～5 cmの湛水状態で田面に均一に散布すること。散布後は少なくとも3～5日間は通常の湛水状態を保ち、田面を露出させないように注意すること。散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、止水期間中の入水は静かに行うこと。
- (6) 除草効果が低下することがあるので、梅雨期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- (7) 下記のような条件では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深2 cm/日以上）
 - ②軟弱な苗を移植した水田
 - ③極端な浅植の水田および浮き苗の多い水田
 - ④稲の根が露出している水田
- (8) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田での使用をさけること。
- (9) 本剤散布後の田面水を他作物に灌水しないこと。
- (10) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、水管理を適切に行うこと。
- (11) 空袋等は圃場などに放置せず、環境に影響のないよう適切に処理すること。
- (12) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないよう注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象時は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 本剤は眼に対して刺激性があるので、眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常的使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあっては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

1 kg、4 kg、各はり合わせアルミはく袋入り

イネサポート B 1 キロ粒剤

登録番号

第 24384 号

農薬の種類及び名称

種類 ブタクロール・フロルピラウキシフェンベンジル粒剤

名称 イネサポート B 1 キロ粒剤

物理的・化学的性状

淡灰色細粒

有効成分の種類及び含有量

2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(プロキシメチル)アセトアニト 10.0 %

ベンジル=4-アミノ-3-クロロ-6-(4-クロロ-2-フルオロ-3-メトキシフェニル)-5-フルオロピリジン-2-カルボキシレート 1.5 %

その他の成分の種類及び含有量

鉍物質微粉等

・・・ 88.5 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植 水稻	一年生雑草 及び ホタルイ ミズガヤツリ ウリカワ セリ	移植後 5 日～ノビエ 2.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで	1 kg/10 a	1 回	湛水散布

ブタクロールを含む農薬の総使用回数	フロロピラウキシフェンベンジルを含む農薬の総使用回数
2 回以内	3 回以内

使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使い切ること。
- (2) 多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイは 2 葉期まで、ミズガヤツリは 4 葉期まで、ウリカワは 2 葉期、セリは再生始期～再生期までに散布すること。
- (3) 苗の植付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (4) 散布に当たっては、水の出入りを止めて水深 3～5cm の湛水状態で田面に均一に散布すること。散布後は少なくとも 3～5 日間は通常の湛水状態を保ち、田面を露出させないように注意すること。散布後 7 日間は落水、かけ流しはしないこと。また、止水期間中の入水は静かに行うこと。
- (5) 除草効果が低下することがあるので、梅雨期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は使用をさけること。
- (6) 下記のような条件では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深 2 cm/日以上）
 - ②軟弱な苗を移植した水田
 - ③極端な浅植の水田および浮き苗の多い水田
 - ④稲の根が露出している水田
- (7) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田での使用をさけること。
- (8) 本剤散布後の田面水を他作物に灌水しないこと。
- (9) 河川、湖沼、地下水等を汚染しないよう、水管理を適切に行うこと。
- (10) 空袋等は圃場などに放置せず、環境に影響のないよう適切に処理すること。
- (11) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないよう注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて

使用する場合や異常気象時は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 本剤は眼に対して強い刺激性があるので、眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (2) 散布の際は保護眼鏡、農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (3) 散布後は水管理に注意すること。
- (4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
1 kg、4 kg 各はり合わせアルミはく袋入り